

民法（総則・物権・債権法）ゼミナール

教 授 新井 敦志

〈ゼミナールの目的・到達目標〉

このゼミナールは、民法の中でも、主として財産法（総則編・物権編・債権編）についての学習を行うゼミナールです。

ゼミでは、財産法の領域についてのこれまでの学習により習得した基礎的な知識をもとにして、事例形式の問題や世の中で生じる民法に関する時事的な問題などにも取り組むことによって、より実践的な「民法の見方・考え方」を身に付けることを目的としています。

〈ゼミの内容、進め方〉

毎回、担当者を決め、その担当者の報告をもとにして、ゼミ生全員で討論を行います。

言うまでもないことですが、講義と違い、ゼミナールでは、参加者（ゼミ生）には常に積極的な発言・討論への参加が求められます。ゼミにおける発言や討論を通じて、各自がこれまで学習してきた知識の確認・整理を行い、さらにその深化をはかってください。また、ゼミでの学習を通じて、相手の主張をよく聞く態度、自分の主張を法律論に乗せて要領よく発表できる能力、さらには、討論の相手方との協働により、より良い解決を探究しようとする態度も身に付けて欲しいと思います。

〈ゼミの年間スケジュール〉

第Ⅰ期：担当者による個別報告と討論

夏休み：夏休みの課題

第Ⅱ期：夏休みの課題発表会

担当者による個別報告と討論

※なお、懇親のためのコンパや合宿は、ゼミ生の希望に応じて適宜実施

〈成績評価〉

ゼミに毎回出席することが、成績評価の前提条件です。そのうえで、①ゼミへの参加態度、②報告の内容、③レポート等の提出物を対象にして成績評価を行います。

〈求めるゼミ生像〉

自分たちで自発的・積極的に、刺激に満ちた楽しいゼミを作り上げてゆこうという意欲溢れる皆さんの参加を期待しています。

〈選抜方法〉

面接による。なお、面接時に、選考資料として、レポートを持参・提出してもらいます。

(a)レポートのテーマ：「民法（財産法）の領域で関心のある問題について」

(b)レポートの分量：800～1200字程度

〈募集人数〉

10～12名程度